

前回定例会（平成24年11月7日）以降の主な動き

平成24年12月5日
資源エネルギー庁
柏崎刈羽地域担当官事務所

原子力・エネルギー政策の見直し等

- 革新的エネルギー・環境戦略（事務局は内閣官房国家戦略室）
【11月27日】第17回エネルギー・環境会議
・革新的エネルギー・環境戦略の進捗状況について
- エネルギー基本計画（エネルギー政策基本法に基づく。事務局は経済産業省資源エネルギー庁）
【11月14日】総合資源エネルギー調査会第33回基本問題委員会
・革新的エネルギー・環境戦略の進め方

電力システム改革戦略（事務局は経済産業省）

- 【11月7日】総合資源エネルギー調査会総合部会第9回電力システム改革専門委員会
- 【12月6日】総合資源エネルギー調査会総合部会第10回電力システム改革専門委員会（予定）

原子力委員会見直しのための有識者会議（事務局は内閣官房）

- 【11月13日】第3回会議
- 【11月22日】第4回会議
- 【12月4日】第5回会議

科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会 原子力科学技術委員会 もんじゅ研究計画作業部会（事務局は文部科学省）

- 【11月8日】第2回部会
- 【11月21日】第3回部会
- 【11月30日】第4回部会

（参考）委員名簿

主査	山名 元	京都大学原子炉実験所教授
主査代理	稲田 文夫	一般財団法人電力中央研究所原子力技術研究所副所長
	大島 まり	東京大学大学院情報学環・生産技術研究所教授
	笠原 直人	東京大学大学院工学系研究科教授
	北田 孝典	大阪大学工学研究科准教授
	黒崎 健	大阪大学工学研究科准教授
	永井 康介	東北大学金属材料研究所教授
	村上 朋子	財団法人日本エネルギー経済研究所戦略研究ユニット原子力グループマネージャー
	山口 彰	大阪大学大学院工学研究科教授

その他

【11月26日】経済産業大臣から都道府県知事あて使用済核燃料対策協議会の案内の発出

(参考)

・趣旨

中間貯蔵や最終処分をはじめとする使用済核燃料対策について、国が関連自治体や電力消費地域と相互理解の醸成を図り、協議をする場として、「使用済核燃料対策協議会」を設置する。

・構成員

会議の構成員は次のとおりとする。なお、必要に応じてその他の者の参加を求める。

経済産業大臣

文部科学大臣

原子力発電所の立地する道県知事の内、参加を希望する者

電力消費地域の都道府県知事の内、参加を希望する者

電気事業連合会会長

日本原子力研究開発機構理事長

原子力発電環境整備機構理事長

【11月29日】原子力委員会が「今後の高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る取組について(見解案)」に対する意見の募集(12月10日まで)

(参考) 概要

原子力委員会は、平成22年9月7日付「高レベル放射性廃棄物の処分に関する取組について(依頼)」により、日本学術会議に対し、高レベル放射性廃棄物の処分の取組における国民に対する説明や情報提供の在り方についての提言を依頼しました。これに対し、日本学術会議より、平成24年9月11日付「高レベル放射性廃棄物の処分に関する取組みについて(回答)」をもって、種々の提言を内容とする回答がありました。

原子力委員会は、これまでに高レベル放射性廃棄物の処分に係る議論・評価・批判に携わってこられた有識者から見解・意見を伺い、革新的エネルギー・環境戦略も踏まえて、同回答を総合的に検討しました。その結果、今後の原子力発電の在り方に関係なく必要な高レベル放射性廃棄物の処分に関する取組を着実に進める上で、政府、関係行政機関及び実施主体が留意すべき重要な点を「今後の高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る取組について(見解案)」として取りまとめました。

つきましては、広く国民の皆様から御意見を伺いたく、以下の要領で意見の募集をいたします。率直な御意見をお寄せください。

【12月 5日】原子力委員会が「今後の原子力研究開発の在り方について(見解案)」に対する意見の募集(12月11日まで)

(参考) 概要

原子力委員会は、これまでの原子力研究開発に関して、「将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与すること」を目的に、基礎研究から実用化された技術の高度化を目指す研究開発までの各段階にある原子炉や放射線等の利用に関する様々な研究開発課題に対し、研究開発機関、大学、民間事業者等が、それぞれの使命に基づき、その段階に適した役割分担の下で取り組むことを求めてきました。

今後とも、こうした役割分担を変える必要はありませんが、除染等の事故の後処理に係る課題の解決が緊急に求められていることを含む革新的エネルギー・環境戦略に示された取組の考え方を踏まえて、課題とその優先順位を全面的に見直し、これまで以上に国際協力を有効活用してそれぞれの研究開発課題の解決に取り組むことが重要であり、その際に、特に留意すべき重要な点を「今後の原子力研究開発の在り方について（見解案）」として取りまとめました。

つきましては、広く国民の皆様から御意見を伺いたく、以下の要領で意見の募集をいたします。率直な御意見をお寄せください。

(以上)

原子力委員会の見直しにあたっての基本的な考え方について

(概要)

未定稿

はじめに第1章 原子力委員会と原子力利用を巡る環境の現状と変化について

1. 原子力委員会の機能及び役割について

(1) 原子力委員会の経緯と変遷 ～原子力政策推進の旗頭としての役割～

- ・原子力基本法に基づく原子力委員会の設置
- ・1950年代から1970年代: 政府における原子力開発・推進の文字どおりの中核的役割、原子炉等規制法に基づく設置許可への関与や安全指針を策定
- ・1970年代以降: 電源に占める原子力発電の位置づけは急速に高まる中での原子力に対する安全意識の高まりに対応する形で安全を担保する機能の分離(原子力安全委員会の発足)
- ・1990年代以降: 相次ぐ事故や使用済核燃料の処理を巡る問題の顕在化と同時に、原子力利用等の推進役となってきた原子力委員会の果たすべき役割や行政組織上の位置づけも不明確に。特に2001年の中央省庁再編は原子力委員会の存在基盤を変える転機に。

(2) 原子力委員会の現行機能

- i) 原子力の平和的利用の担保
- ii) 原子力政策に関する基本方針の策定
- iii) 各府省間にまたがる政策の調整
- iv) 原子力利用のための政策資源の縦覧性の確保と内外への説明責任主体

2. 原子力利用を巡るわが国の特殊性

- ・我が国は、非核兵器国で核燃料サイクル・プルトニウム利用を行う唯一の国であるという特徴を有しており、プルトニウム利用に対する国内外の信頼を確保し続けることが重要。
- ・我が国の特殊性を踏まえた国際的枠組み以上の平和的利用の担保や透明性確保の取組への期待は大きく、本会議においても、原子力委員会がこの部分で果たしてきた役割、あるいは果たすべき役割は大きいとの評価が大勢。

3. 原子力政策を巡る環境変化

- ・2011年3月11日に発生した東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、2012年9月14日、エネルギー・環境会議において「革新的エネルギー・環境戦略」を決定。同戦略は、それまでの原子力利用の推進から大きく舵を切り、原発に依存しない社会の一日も早い実現を目指し、「2030年代に原発稼働ゼロを可能とするよう、あらゆる政策資源を投入する」ことに。

- ・使用済核燃料の再処理に伴う社会的・技術的困難性や、最終処分の問題など、核燃料サイクル自身が持つ問題の複雑さに加え、今後、原発依存度の低減を図る一方、再処理事業に取り組みながら、関係自治体と責任を持って議論するという極めて困難な課題に取り組んでいく必要。

第2章 現在の原子力委員会に対する評価

1. 省庁再編の影響

- ・8条委員会として内閣府に継続存置
- ・委員長が閣僚から民間有識者からの選任に変更
- ・決定に対する総理の尊重義務が削除
- ・事務局体制は大幅に縮減
- ・原子力がエネルギー政策、あるいは温暖化政策、科学技術政策といった文脈でいかなる役割を果たすべきかといった事項に関する検討は、原子力委員会の外で行われるように

2. 政策変化等の影響

- ・数十年にわたり原子力発電の実施の中で、原子力利用の推進の意義は、既に後退
- ・今後最大の課題となる核燃料サイクルや処分などのバックエンドの問題についての現行体制の下で原子力委員会の限界

第3章 原子力委員会の見直しの方向性

1. 見直しにあたって考慮すべき点

(1) 原子力行政の特殊性

- ・行政継続期間の長期性
- ・技術的知見の専門性
- ・社会的受容困難性への対応機能
- ・監査的機能

(2) 原子力基本法との関係

① 基本方針(第2条)は堅持

「原子力利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする」

② 原発の推進を意図した目的(第1条)は、改正の是非・可否を検討する必要あり

「この法律は、原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする」

2. 今後とも必要と考えられる機能

i) 原子力の平和的利用の担保

- ・現在の原子力委員会が有する当該機能は引き続き肯定的に捉えられている
- ・プルトニウムの管理、ウラン濃縮や再処理等、平和的利用を担保することが重要な技術及び工程については、原子力委員会あるいは後継組織がそのチェック機能を担うことが適当
- ・その際には、現在他の府省等が担っている役割との関係をいかに整理するかについて検討を要する

ii) 原子力政策に関する基本方針の策定

- ・エネルギー政策も含めた基本方針を議論する場合には、国会での検討を踏まえつつ、内閣の意思決定に直結した、エネルギー政策全体を審議する機関が取り扱うことが適当
- ・原子力利用の基本方針が定まれば、その下での原子力利用の具体的な政策に関することは原子力委員会又は後継組織が企画調整にあたることは可
- ・超長期の政策領域や各省の個別対応では社会的な要請に応じきれない分野での政策（核燃料サイクルの完成、使用済み燃料の最終的な処理などバックエンドに係る政策、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等）の企画立案、確認等については、原子力委員会又は後継組織が担うことが適当

iii) 各府省間にまたがる政策の調整

- ・各省の原子力関係経費の調整という機能は現時点で形骸化
- ・基本方針策定の際の各府省との調整等の活動は原子力委員会の役割は既に限定的
- ・特に、研究開発にかかる総合調整については、体制整備を前提として、総合科学技術会議に任せることも可能
- ・原子力委員会又は後継組織が、他の業務を実施していく中で、必要となる場合には、その範囲で実施

iv) 原子力利用のための政策資源の縦覧性の確保と内外への一元的説明責任主体

- ・原子力政策の縦覧性を確保し、また、原子力政策を国内外に丁寧に分かりやすく説明していくことは、今後とも必要

3. 原子力委員会設置法の所掌事務毎の整理

第4章 体制の見直しの選択肢

1. 考えられる選択肢

- (1) 8条委員会として機能を強化
- (2) 3条委員会を組成
- (3) 原子力庁を設置
- (4) 既成の行政組織に機能を移管: ①経済産業省、②文部科学省、③原子力規制委員会／

原子力規制庁
(5)国会の付属機関として組成

2. 新しい体制の発足までの対応

第5章 まとめ

- ・原子力利用政策は新たな方向が決められていく転換期
- ・バックエンド問題は原子力利用政策が如何なるものになるうとも解決していかなければならない既に存在する問題
- ・原子力の平和的利用の担保もわが国の責務
- ・3・11 後の新たな方向を定めるための原子力利用政策に関する議論は、国会での検討を踏まえつつ、内閣の意思決定に直結した体制で行うことが適当と考えられる
- ・バックエンド問題、平和的利用の担保に関しては、技術的選択や管理体制構築を含んでおり、高度で、かつ国民の様々な意見を集約した専門的な検討を要するものとして原子力委員会又はその後継組織が担当することが適当と考えられる
- ・新しい原子力委員会又はその後継組織の組織論については、原子力政策の審議体制、規制委員会・規制庁との組み合わせを考慮して十分に検討し結論を得るべき
- ・本報告は、原子力委員会の見直しの基本的な考え方を示したもの。今後、これを土台として、新しい原子力行政に合致した原子力行政の体制の検討が早急に進められることを期待